大切なお知らせ

平成　　年　　月　　日

〒

日本年金機構
Japan Pension Service

様

【宛先不明の場合の返送先】

年金事務所　お客様相談室

〒　　-

国民年金記録を訂正させていただいた年金受給権者様へのお知らせ
（老齢基礎年金の減額の見込みと特例追納制度のご案内）

日頃から年金事業の円滑な推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

過日、当機構において、お客様の国民年金記録のうち、訂正が必要となる国民年金の「第３号被保険者期間（保険料納付済期間）」を「第１号被保険者期間（保険料未納期間）」に訂正しました。

このため、お客様の老齢基礎年金の額は、平成３０年４月分（平成３０年６月のお支払い）からは、記録訂正後の国民年金記録に基づく額又は記録訂正前の年金額（現在の年金額）の９０％に相当する額のいずれか高い額に減額される見込みです。

つきましては、平成３０年３月３１日までに特定保険料を納付することにより、平成３０年４月以後の年金額を現在の年金額に近づけることができますので、お客様の特定保険料納付可能期間（特例追納可能期間）をご案内いたします。

※　裏面に、お客様の特例追納可能期間及び特例追納制度を利用する際の留意点を記載しましたので、ご確認の上、特例追納を是非ご検討下さい。

特例追納申込確認書の返送のお願い

このたび、特例追納制度をご利用いただけるように、「特例追納申込確認書」を同封させていただきました。

お手数ですが、必要事項をご記入の上、返信用封筒により、平成３０年２月１６日（金）までにご返送願います（特例追納を希望するお客様には、改めて特例追納の申込みに必要となる書類を郵送します）。

※　お客様が特例追納を希望しない場合にも、「特例追納申込確認書」の「１（２）特例追納を希望しません。」に○を付した上で、ご返送願います。

１．基本項目

基礎年金番号		氏名	

（お問い合わせ区分：　　）

２．特例追納可能期間（※１）

～
～
～
～
～

３．特例追納制度を利用する際の留意点（※２）

※１　平成 30 年 3 月 31 日までの時限措置で、最大 10 年分の特定保険料を納付することにより、年金額を増やすことができます（６期間以上を有するお客様には、５期間までを表示させていただいておりますので、期間の詳細は、下記のお問い合わせ先でご確認をお願いします）。

※２　平成 30 年 4 月以降、お客様の老齢基礎年金の額は、特例追納済みの期間を含め、実際に保険料を納付した期間に基づき減額されます（付加年金及び振替加算を除きます）。

また、減額された額が平成 30 年 3 月時点の額の９０％を下回ると見込まれる場合には、特定保険料を納付しても年金額が増えない場合があります。

※　このお知らせは、平成　　年　　月　　日現在のデータで作成しています。
その後に、国民年金記録の見直しが行われたこと等により、行き違いで送付される場合がありますので、ご了承ください。
また、実際の保険料納付記録などが反映するまでには、日数を要しますので、このお知らせに直近の保険料納付記録などが反映されていない場合もあります。

お問い合わせは、『ねんきんダイヤル』またはお近くの年金事務所へ

ナビダイヤル

０５７０－０５－１１６５

<受付時間>　月曜日　　午前 8:30～午後 7:00　＊月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後 7:00 まで相談をお受けします。
火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15　＊祝日（第 2 土曜日を除く）、12 月 29 日～1 月 3 日はご利用いただけません。
第 2 土曜日 午前 9:30～午後 4:00

- ○　050 から始まる電話でおかけになる場合には　(東京)03－6700－1165（一般電話）にお電話下さい。
- ○　お問い合わせの際には、年金証書など、基礎年金番号が分かるものをご用意下さい。
- ○　代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。